

○か×か? クイズに答えて応募しよう! 「マイカ一点検査キャンペーン」

点検整備クイズ

自動車の

に答えて

すてきな賞品をGET!

期間:2021年4月1日~2022年3月31日

自動車点検整備クイズ問題

- Q1. フロントガラスに貼ってある丸い点検整備済ステッカーは、次回の点検時期を示すとともに整備認証工場で確実な定期点検整備を実施した証である。
- Q2. 自家用乗用自動車の使用者は、毎年、法令により1年定期点検、2年定期点検が義務付けられている。
- Q3. 業としてブレーキの交換を実施する場合は、地方運輸局長の認証(整備認証工場)を受ける必要がある。

(正しい場合は○、間違っている場合は×でお答えください。)

応募方法

- ① ホームページ(<https://www.oaspa.or.jp/>)の「プレゼントキャンペーン」から参加。
- ② 専用応募ハガキに必要事項及びクイズの答えを記入してご応募ください。

※ 応募ハガキは整備認証工場(会員事業場)でお尋ねください。
※ 必ず、応募者ご自身でご記入ください。

ピント1

フロントガラスに貼ってある
点検整備済ステッカーを
ご確認ください。

- ◇ 整備認証工場で定期点検整備を確実に実施したクルマであることを示すものです。
- ◇ 外から見ると次回の定期点検整備の実施時期がわかるように実施年月を表示しています。
- ◇ 中から見ると定期点検整備を実施した整備事業場名、認証番号、次回の定期点検整備の実施時期等が記載されています。



ピント2

点検・整備をしないで車検に合格しても、車検後の安全が保証されるわけではありません。

- ◇ 車検はその時点でのクルマの安全面や公害防止面が基準に適合しているかどうかを検査するもので、次の車検までの安全を保証するものではありません。
- ◇ 定期点検整備はクルマのトラブル防止や性能の維持を図るために予防整備であり、不具合箇所や部品の摩耗などを発見し、整備することで高い安全性を確保するものです。
- ◇ 道路運送車両法第48条に基づき、自家用乗用自動車の使用者は、毎年、法令により1年定期点検、2年定期点検が義務付けられています。

ピント3

整備認証工場とは

- ◇ 自動車・オートバイ(小型特殊及び検査対象外軽自動車を除く)のブレーキ交換などの「特定整備」(旧名称: 分解整備)を業として行おうとする場合は、地方運輸局長の「認証」を受けなければなりません(道路運送車両法第78条第1項)。
- ◇ 一定の規模の作業場と作業機械、特定整備に従事する従業員を有する工場に対し、申請により、地方運輸局長が自動車特定整備事業の認証を行っています。
- ◇ 自動車・オートバイの車検・点検・整備は、の看板が目印



● 地球の環境と安全に貢献する(県下23支部1,800整備事業場)

一般社団法人 岡山県自動車整備振興会

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-8 TEL.086-259-3500 FAX.086-286-9899

<https://www.oaspa.or.jp> E-mail:ojs@oaspa.or.jp



OASPA

検索

又は岡山県自動車整備振興会

